

平成16年 1月 9日



各 医 師 会 御 中

福 岡 県 医



特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬明細書
における傷病名の記載方法について

標記の件につきましては、「特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬請求書等の記載要領について」（平成15年3月13日保医発第0313002号）により取り扱われているところでございますが、今般、日本医師会より、当該診療報酬明細書における傷病名の記載方法につきまして、別紙のとおり通知がありましたのでご参考までにお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



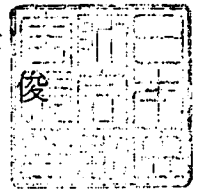


事務連絡(保 134)

平成 15 年 12 月 25 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
青 柳



特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬明細書
における傷病名の記載方法について

標記の件につきましては、「特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬請求書等の記載要領について」(平成 15 年 3 月 13 日保医発第 0313002 号)により取り扱われているところでございますが、今般、厚生労働省保険局医療課より当該診療報酬明細書における傷病名の記載方法について、別紙の通り事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

(添付資料)

- ・ 特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬明細書における傷病名の記載方法について(平 15.12.8 厚生労働省保険局医療課事務連絡)





事 務 連 絡
平成15年12月8日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬明細書
における傷病名の記載方法について

標記については、「特定機能病院の入院医療の包括評価に係る診療報酬請求書等の記載要領について」（平成15年3月13日保医発第0313002号）により取り扱われているところですが、当該診療報酬請求書における傷病名の記載方法について、以下のとおり取り扱うこととしましたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底をお願いいたします。

記

1. 傷病名については、診療報酬明細書の「傷病情報」欄において、「主傷病名」及び「入院の契機となった傷病名」については必ず記載し、「医療資源を2番目に投入した傷病名」、「入院時併存傷病名」及び「入院後発症傷病名」については、該当がある場合は順次記載することとしているが、「入院時併存傷病名」及び「入院後発症傷病名」については、診断群分類の決定に影響を与えない場合であっても、診療上、重要な傷病名は、記載する必要があること。この場合、「入院時併存傷病名」及び「入院後発症傷病名」については、出来高算定部分の記載内容にも配意しつつ、重要なものからそれぞれ最大4つまで記載すること。
2. 退院時処方投与の原因となった傷病のうち、その発症が、診療報酬明細書の「傷病情報」欄に記載された傷病名及び該当する診断群分類と関連するものについては、傷病名を記載する必要はないものとする。